令和2年度の実施状況と3年度の計画の取組について

※【○-○-○】は計画の項目番号〔基本目標-基本計画(大項目-小項目)〕 参考資料1で確認ください。

1 重点取組の状況について

〔重点取組1〕 地域における福祉活動の推進・支援

≪令和2年度≫

(1)各地区のまちづくり協議会の構成団体や関心の高い項目、地区公民館と地域団体 とのかかわり、地区社協会長(5地区)の活動状況ヒアリングなど地域の現状把握 を行った。(市・市社協)

 $[I-1-1\sim 4]$

- (2) 地域の「話し愛、支え愛」推進事業の創出(市・市社)【I-1-1~4】 世代を超えた住民による「話し合い」の場や「支え合い」「学び」の場づくり を既存の事業を活用しながら地域と共に取り組み、それぞれの場を連携し支え合 い活動を促進するモデル事業。(参考資料2)
- (3) 地域包括ケアシステム推進連絡会の開催(市・市社協)【I-1-1】
- ①第1協議体としての取り組み

市(長寿社会課・地域包括支援センター・中央人権福祉センター等)、鳥取市社会福祉協議会、介護事業者等が集まり、毎月1回地域包括ケアシステム推進連絡会(第1層協議体)を開催し、本市における高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けた協議を行った。

構成組織

- ・市長寿社会課
- 市中央地域包括支援センター
- ・市中央人権福祉センター
- 認知症地域支援推進員
- ・(社福)地域でくらす会
- 県東部医師会在宅介護医療連携室
- ・鳥取東保健センター
- 県社会福祉協議会地域福祉部
- 市地域福祉課
- (社福) 市社会福祉協議会

	(CSW・地域支え合い推進員)
事務局	• 市社会福祉協議会地域福祉課

②江山学園校区住民説明会(暮らしを考える会)の取り組み

概要	市が取り組んだ健康とくらしの調査 2019、フレイル予防教室、国
	保特定健診等を通じて子どもから高齢者まで住み慣れた地域でい
	きいきと暮らしていくために、自分たちに何ができるか、わが事と
	して考える会を実施しました。
説明	市長寿社会課、市健康子育て推進課(地区担当保健師)
	こやま地域包括支援センター
進行	市社会福祉協議会地域支え合い推進員
期日	令和3年2月18日(木)
参加者	19名 アンケート結果(参考資料3)
次年度	次年度以降は各地区(美穂・大和・神戸)で説明会、学習会等を実
	施します。話し合いの場(第2層協議体)作りに向けて取り組みを
	進めます。

③新市域での取り組み

新市域での地域包括ケアシステム推進連絡会設置に向けて市社会福祉協議会 各総合福祉センター及び地域支え合い推進員が中心となり取り組みを進めた。

- ・用瀬町 令和2年度 3回開催
- · 気高町 令和3年3月16日(火)結成
- (4)高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業の取り組み(市・市社協)【I-1-3】 高齢者の通いの場を中心とした介護予防・フレイル対策や生活習慣病等の疾病及 び重症化予防、社会参加支援を一体的に実施する取り組み。

長寿社会課に専門職を1名配置し、国保データベース(KDB)システムを活用 した地域分析を基に4地域(南中学校区・江山中学校区・湖東中学校区・用瀬小学 校区)を選定し、健康・子育て推進課の看護師2名及び市社協職員による地域のサロンでの集団指導や健康・子育て推進課の看護師2名による健康状態不明瞭者への 個別指導を行った。

- (5) ふれあい・いきいきサロンの見直し(市社協)【I-1-4】
 - ①新たな助成制度に移行
 - ・概要:集いの場の開催回数を増やしていく支援策を創設する 集いの場の支援を継続して行えるよう財源構造の見直しを図る
 - サロンに関するアンケート

A サロン宛		В 地[区社協会長宛
配布数	403	配布数	41
回答数	243	回答数	27
回答率	60. 2%	回答率	65.8%

•施行時期:令和3年4月1日

②新助成制度の方向性

- サロン設置についての支援⇒基本助成を増額
- 集いの場の開催回数を増やす⇒人数助成、食事助成を廃止して回数助成を創設
- ・活動内容の複数選択⇒活動が固定化しないようにメニューの選択制とする

≪令和3年度≫

(1)地域の「話し愛、支え愛」推進事業の実施(市・市社協)【I-1-1~4】

(2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業【 I -1-3】

長寿社会課に専門職を1名配置し、国保データベース(KDB)システムを活用 した地域分析を基に介入の優先度の高い2地域を選定し、健康・子育て推進課の看 護師2名及び市社協職員による地域のサロンでの集団指導や健康・子育て推進課の 看護師2名による低栄養者への個別指導を行う。

[重点取組2] 福祉学習の推進と担い手づくり ※【○-○-○】は計画の項目番号

≪令和2年度≫

(1) 実践型学習への転換を図る取り組みの開始(市社協) 【I-3-2】

①福祉学習の実施状況(小学校9校 学園2校 高校1校)

地域	学校名	内容
	湖山西小学校	高齢者疑似体験
	日進小学校	高齢者疑似体験
	鳥取城北高校	研修 地域包括ケアシステム等について
鳥取		地区内スーパーで買物体験(高齢者疑似体験)
		グループワーク(事例検討)
		地域包括支援センターの職員との意見交換
	久松小学校	高齢者疑似体験・点字体験
	城北小学校	高齢者疑似体験・車椅子体験
	富桑小学校	当事者との意見交換・高齢者疑似体験・車椅子体験・
	面影小学校	高齢者疑似体験・車椅子体験

福部	福部未来学園	高齢者疑似体験
佐治	佐治小学校	高齢者疑似体験・車椅子体験
用瀬	用瀬小学校	高齢者疑似体験
気高	浜村小学校	高齢者疑似体験
鹿野	鹿野学園	高齢者疑似体験・車椅子体験

(2) 各人権福祉センターでの福祉学習の充実(市)【I-3-3】 人権と福祉のまちづくり講座等を活用し、地域における新たな福祉学習を実施。

≪令和3年度≫

(1) 福祉学習を企画、立案、実施する場(プラットフォーム)の支援(市社協)

[I-3-1]

プラットフォームに代わる名称として「〇〇地区暮らしを考える会【まなび場・福祉学習編】」と称します。福祉学習を企画、立案、実施する場(プラットフォーム)として位置付け、事前に地域内の様々な機関や団体等に参加協力を得る働きかけを行います。また参加協力する構成員(団体)に対して福祉学習メニューの調査を行い、新たな学習プログラムの開発に向けて取り組む。

(2) 各人権福祉センターでの福祉学習の充実(市)【I-3-3】 人権と福祉のまちづくり講座等を活用し、地域における福祉学習を行う。

〔重点取組3 包括的支援体制の構築〕

≪令和2年度≫

(1) 地域包括支援センターの充実【Ⅱ-1-1】

令和2年10月より地域密着型地域包括支援センターを新たに3か所新規設置 し、運営委託する地域密着型地域包括支援センター5か所、直営の地域密着型地域 包括支援センター2か所とした。

(2) 地域福祉相談センターによる相談対応(市・市社協)【II-1-1] 福祉課題を気軽に相談できるよう、社会福祉法人等に委託し25カ所に設置 元年度相談件数 536件(相談分野としては869件) (3) 専従のコミュニティ・ソーシャル・ワーカーを配置(市社協)【I-1-3】·【Ⅱ -1-1】

令和2年度から専従のコミュニティ・ソーシャル・ワーカーを1名配置した。

(4) 鳥取市フードサポート事業により、生活困窮者等への食糧支援の実施と体制の充実(市)【Ⅱ-1-2】

社会福祉法人の公益活動事業や企業の社会貢献活動との連携により支援体制の 充実を図り、生活困窮者をはじめ母子支援施設や更生支援施設への支援を実施した。

- (5) 中央人権福祉センターの相談支援体制の強化(市)【Ⅱ-1-2】 自立相談支援事業に新規3事業(家計改善支援事業、就労準備支援事業、学習支援事業)加え、複合的課題への対応力の強化を図った。
- (6) 生活困窮者自立支援法に基づく支援会議の設置、開催(市)【Ⅱ-1-2】 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を他機関の協働により整備し、生活困窮者に対する適切な支援を図るため市16部署を構成員とした 支援会議を設置した。
- (7)相談支援担当者会の開催(市)【Ⅱ-1-1】 人権福祉センター・人権福祉員と市社協・生活支援コーディネーターが合同による相談支援担当者会を開催し、具体的ケースや連携のあり方について検討を行った。
- (8) 相談窓口ネットワーク会議を開催(市・市社協)【Ⅱ-1-1・2】
 - 構成部署:市8部署、市社協2部署
 - 複合的課題を協議する体制を検討し相談支援包括化推進会議を設置した。
- (9)鳥取市成年後見利用促進基本計画を策定(市)【Ⅱ-2-2】 第8期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画(令和3年度~5年度)及び第 6期鳥取市障がい福祉計画・第2期鳥取市障がい児福祉計画(令和3年度~5年度)に内包
 - ◎計画の概要

ア地域連携ネットワーク体制の構築

- ・本人を支える「チーム」、及び関係機関とともに支える「協議会」による サポート体制の構築
- イ中核機関の設置(とっとり東部権利擁護支援センターに委託)
 - 広報、相談、制度利用促進、後見人支援

- (10) 複合的な課題に対して、福司サポートナビを積極的に活用した課題整理の実施 (市社協)【II-1-2】
 - ・開設回数 11回(コロナ感染予防のため中止が1回あり)
 - •相談件数 11件
 - ・相談者内訳 社会福祉士 1件
 ケアマネージャー 1件
 病院相談員 1件
 障がい者相談支援専門員 3件
 権利擁護センター相談員 5件

≪令和3年度≫

- (1)相談窓ロネットワーク会議及び相談支援包括化推進会議の開催等、重層的支援体制への移行準備を行う(市・市社協)【Ⅱ-1-1~2】
- (2) 重層的支援体制への移行をふまえた、コミュニティ・ソーシャル・ワーカーと地域支え合い推進員(生活支援コーディネーター)との業務の在り方の整理、検討(市・市社協)【I-1-3】・【I-1-1】
- (3) 地域包括支援センターの充実【Ⅱ-1-1】

令和3年度中に地域密着型地域包括支援センターを新たに5か所新規設置するとともに、地域密着型地域包括支援センターを統括・後方支援する市直営の基幹型地域包括支援センター1か所を設置し、運営委託する地域密着型地域包括支援センター10か所、基幹型地域包括支援センター1か所とする予定。

2 その他の取組について

※【○-○-○】は計画の項目番号

≪令和2年度≫

- (1) 地域食堂の実施箇所数の拡大(市)【I-2-2】 令和2年度中に新たに3個所の地域食堂が立ち上げられ、市内の地域食堂の実施 個所数は18個所となった。
- (2)地域食堂ネットワークへの支援として事務局体制の確立・強化を図る補助の実施 (市) 【I-2-2】

各地域食堂の継続的かつ安定的な運営を支援する地域食堂ネットワークへの支援を行い、事務局体制と食材配布体制の充実を図った。

- (3)介護職員初任者研修等の実施(市)【Ⅲ-3】 中央人権福祉センターで実施する傾聴力養成講座を開催し地域福祉の担い手の育成を図った。
- (4) 更生支援関係機関連携会議の設置・開催(市)【Ⅱ-1-2】
 - ・ 更生保護機関(4)、 更生保護活動に関係する団体(5)、 市関係部署(8)
 - ・犯罪や非行をした人の自立更生に向けた支援を推進するため、更生保護機関、 福祉支援機関、更生保護活動に関係する団体等が「お互いの顔の見える関係」を 構築することで、関係者が連携した支援活動を円滑に行うことを目的に設置
- (5)ひきこもり状態にある当事者が安心して利用できる場所の提供や相談対応を行う 支援拠点の設置(市)【Ⅲ-2】
- (6) まちづくり協議会やNPO法人等が行う「公共交通空白地有償運送」の運行経費に対する支援(2団体)・本格運行に向けた試験運行等支援(2団体)(市)【Ⅲ-4】
- (7) 高齢者等公共交通利用支援事業(路線バス定期券を半額の負担で利用可)(市)
- (8) 鳥取市社会福祉法人連絡会の設立(市社協)【Ⅲ-1-1】 地域課題の解決のために連携して地域公益活動に取り組み安心して暮らせる 地域づくりの推進に寄与することを目的に市内社会福祉法人14団体で設立

≪令和3年度≫

※【〇-〇-〇】は計画の項目番号

- (1)地域食堂の実施箇所数の拡大(市)【I-2-2】 令和3年度中に新たに2個所の地域食堂の立上げを見込んでいます。
- (2) 地域食堂をプラットフォームとした地域課題解決の取組(市)【Ⅲ-5】 地域食堂をプラットフォームとして高齢者の買い物支援、学生ボランティアの組織化 などの活動を展開していきます。
- (3)企業等による地域食堂への支援(市)【Ⅲ-6】 企業へ社会貢献活動の提案を積極的に行い、多様な支援を活用するために、地域食堂 に必要な豊富な食材を確保するためのロジ拠点とハブ拠点の整備を図ります。
- (4)介護職員初任者研修等の実施(市)【Ⅲ-3】 中央人権福祉センターで実施する介護職員初任者研修、傾聴力養成講座等の実施に により地域福祉の担い手の育成を行う。
- (5)避難行動要支援者支援制度の取り組みの推進(市)【Ⅲ-3-5】 国が進めている災害対策基本法の改正に沿った取り組みや、福祉専門職との連携などに取り組む。

3 福祉関係の行政計画について

≪令和2年度≫

- (1) 第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定(令和3~5年度)
 - ◎重点施策
 - ア 健康づくり・介護予防の推進
 - イ 社会参加の推進
 - ウ 包括的な支援体制の構築
 - エ 認知症施策の推進
 - オ 生活支援サービスの充実
 - カ 権利擁護施策の推進
 - キ 介護人材の確保・育成
- (2) 第6期鳥取市障がい福祉計画・第2期鳥取市障がい児福祉計画を策定(令和3~5年度)
 - ◎主なポイント
 - ア 第6期鳥取市障がい福祉計画における重点施策
 - 相談支援事業の充実強化
 - ・就労等への支援
 - イ 第2期鳥取市障がい児福祉計画における重点施策
 - ・切れ目のない支援体制等の構築
- (3) 鳥取市成年後見利用促進基本計画を策定 (令和3~5年度)再掲
- (4)第2期いのち支える鳥取市自死対策推進計画を策定(令和3~7年度)(参考資料4) ©主なポイント
 - ア 自死対策基本法に基づいて策定する市町村自死対策計画
 - イ 「誰も自死に追い込まれることのない鳥取市」の実現を目指す
 - ※「働き盛り世代への支援」「高齢者層への支援」「生活困窮者への支援」に重点を 置き、「生きる支援」に関する既存の事業を最大限に生かし、全庁的な取組みと して推進する。
- (5) 第4期鳥取市健康づくり計画を策定(市)(令和3~R7年度)(参考資料5) ②主なポイント
 - ア 現計画から引き続き、『市民一人ひとりが生涯を通じて、その人らしく健康で 豊かな人生を送れること』を基本理念とした

イ「鳥取市母子保健計画」は「鳥取市子ども・子育て支援事業計画」に包含され、 本計画からは外れたが、引き続き妊娠期、乳幼児期から生涯を通しての健康づくり を目指す計画とした

ウ 「健康寿命の延伸」、「生活習慣病の発症と重症化予防」、「地域で健康づくりを推進するための取り組み」の三つの大きな柱のもと、市民一人ひとりが、それぞれのライフステージにおいて主体的に健康づくりに取り組むことを促す計画とした

- (6) 第3次鳥取市食育推進計画を策定(令和3~R7年度)(参考資料6)
 - ◎主なポイント

ア 総合的かつ効果的に食育の施策を推進するため、鳥取市食育推進計画と食育事業実施計画を統合した

イ 現計画から引き続き『自然の恵みに感謝し、「食」を通して健全な心身と 豊かな人間性を育み、健康的な食習慣を身につけると共に、豊かな食文化を継 承していく』を基本理念とした

- ウ 上記の基本理念のもと
- (1) すべての年代において健康的な食習慣を身につける。
- (2) 食に関する体験を通し、食べ物に感謝する心を育て、食を楽しむ。
- (3) 食品の安全性について関心を持ち、地元産の食材を活用する。
- (4) 伝統的な食文化を継承する。
- の4つの基本方針をもとに計画を推進

≪令和3年度≫

- (1) 鳥取市地域福祉推進計画の中間見直し
 - ア 鳥取市再犯防止推進計画(仮称)として位置付ける
 - イ 重層的支援体制整備事業実施計画としての位置づけも検討
 - ※鳥取市再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)第8条第1項の規定に基づき、鳥取市が再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるもの
 - ※重層的支援体制整備事業実施計画は、社会福祉法第106条の5第1項の規定に基づき定めるもの。